

## 「ILC そばっち」の利用に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、協議会イメージキャラクター「ILC そばっち」の利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (利用の申請)

第2条 「ILC そばっち」を利用しようとする者は、あらかじめ岩手県 ILC 推進協議会（以下、協議会）の許可を受けなければならない。ただし、以下の場合を除く。

- (1) 新聞、テレビ、雑誌等報道関係機関が報道目的に利用する場合
- (2) 国、岩手県、岩手県内市町村が主体となって実施する事業・イベント等で利用する場合
- (3) その他、協議会が特に申請を要しないと認めた場合

2 前項の許可を受けようとする者は、利用申請書に次の書類を添えて、協議会に提出しなければならない。

- (1) 「ILC そばっち」の利用方法がわかる完成見本、イメージ等
- (2) その他、協議会が必要と認める書類

### (利用の許可)

第3条 協議会は、前条の利用申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、利用を許可（以下、「利用許可」）した時は利用許可書を申請者へ送付する。この場合において、協議会は利用方法等について、条件を付することができる。

2 「ILC そばっち」の利用期間は、協議会が岩手県より利用許可を受けている期間内を最長とする。

### (利用許可の制限)

第4条 「ILC そばっち」の利用が次の各号のいずれかに該当する場合は、協議会は許可しないものとする。

- (1) 法令及び公序良俗に反するものと認められる場合
- (2) 岩手県ならびに協議会の信用又は品位を害するものと認められる場合
- (3) ILC のイメージを損なうおそれがあると認められる場合
- (4) 第三者の利益を害するものと認められる場合
- (5) 特定の個人、政党、宗教団体を支援し、又は支援するおそれがあると認められる場合
- (6) 社会問題についての特定の主義又は主張に当たると認められる場合
- (7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に定める営業を行う者が使用する場合及びこれらの者に商品等を販売する場合
- (8) 立体物で、その表現が「ILC そばっち」の立体物と認められない場合
- (9) その他、協議会が適当でないと認める場合

(利用料)

第5条 「ILC そばっち」の利用料については、当分の間、無料とする。

(利用上の遵守事項)

第6条 利用許可を受けた者(以下、「利用者」)は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 許可された利用内容のみに利用をすること。
- (2) 許可を受けた権利を譲渡又は転貸しないこと。

(利用内容の変更・延長)

第7条 利用者が利用内容について大幅な変更をしようとする場合や利用内容を変更することなく利用期間を越えて利用しようとする場合は、再度利用申請書を提出するものとする。

(許可の取消し等)

第8条 協議会は、次の各号のいずれかに該当する場合は利用許可を取り消し、利用者に対し、利用物件等の回収等の措置を請求することができる。利用者は、利用許可が取り消された場合、許可取消の日から使用することはできないものとする。

- (1) 利用者がこの規程に違反した場合
- (2) 利用者が第3条の利用許諾に付した条件に違反した場合
- (3) 申請書の内容に虚偽のあることが判明した場合
- (4) 第4条各号のいずれかに該当するに至った場合
- (5) その他「ILC そばっち」の利用継続が不適當であると認められた場合

2 協議会は、前項の規定により利用者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。

3 協議会は、利用者に「ILC そばっち」の利用状況等について報告させ、または調査することができるものとする。

(利用の非独占性等)

第9条 この規程による利用許可は、利用者が自己の商標や意匠とするなど、独占してロゴ等を利用する権利を付与し、又は、商品、利用者等について協議会の推奨を行うものではない。

(経費等の負担・損失補償等の責任)

第10条 協議会は、この規程による利用許可の申請に要した費用及び利用の実施に係る経費又は役務を負担しない。

2 協議会は、「ILC そばっち」の利用を許可したことに起因する損失補償等について、一切の責任を負わない。

3 利用者は、「ILC そばっち」を利用した商品等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、協議会に迷惑を及ぼさないように処理するものとする。

4 利用者は、「ILC そばっち」の利用に際して故意又は過失により協議会に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を協議会に賠償しなければならない。

(情報の公開)

第11条 協議会は、ILCのPRや広く利用促進を図る観点から、「ILC そぼっち」の利用許可の状況等について情報を公開することができる。

(事務)

第12条 この規程に関する事務は、協議会が行う。

(その他)

第13条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、協議会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成27年11月1日から施行する。

#### ■利用に関する注意事項

1. ILCのロゴおよび「ILC そぼっち」には、文字・画像等をかぶせないで下さい。
2. 利用にあたっては、原則として以下のようなクレジットを付記してください。

④わんこきょうだい

わんこきょうだい・そぼっち

